

福祉避難所 設置・運営マニュアル

平成24年 3 月作成

令和 7 年 3 月改定

高 岡 市

目 次

はじめに

1 マニュアルの目的	1
2 用語の定義	1
3 福祉避難室及び福祉避難所の受入れ対象	2
図 1 福祉避難所への避難及び移送の流れ	3
図 2 福祉避難所（避難所）の運営体制図	4

第 1 章 平常時における取組

第 1 節 市の取組

1 福祉避難所の受入れ対象となる者の把握	5
2 福祉避難所の指定・周知	5
3 物資・器材、人材、移送手段の確保	6
4 福祉施設、医療機関等との連携	7
5 福祉避難所の運営体制の事前準備	7
6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	8

第 2 節 施設の取組

1 要配慮者に対応した施設の整備	9
2 生活相談員の確保等	9
3 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	9

第 2 章 災害時における取組

○ 発災～福祉避難所の開設～閉鎖フロー図	10
----------------------------	----

第 1 節 市の取組

1 福祉避難所対象者の把握	11
2 福祉避難所の開設	11
3 福祉避難所の運営	12
4 福祉避難所の統廃合及び閉鎖	13

第2節 施設の対応

1 福祉避難所の開設準備	14
2 福祉避難所の開設	14
3 福祉避難所の運営	15
4 福祉避難所の閉鎖	16

様式集

様式1号：福祉避難所開設及び使用要請書

様式2号：避難者名簿

様式3-1号：健康相談票

様式3-2号：経過用紙

様式4号：避難所状況報告用紙

様式5号：主食依頼票

様式6号：物資依頼票

様式7号：物資管理簿

はじめに

1 マニュアルの目的

過去の災害においては、災害による直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、高齢者や障がい者が健康を害するケースも多数報告されている。

災害時、高齢者や障がい者などの一般的な避難所では生活に支障をきたす恐れがある方に対して適切な支援を提供するため、本市では、「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」に基づき、社会福祉施設等に福祉避難所を設置することとしている。

本マニュアルは、福祉避難所に関して、平常時及び災害時の取組をあらかじめ整理しておくことにより、福祉避難所の迅速な開設と円滑な運営を実施し、もって、避難所における要配慮者の安全・安心を確保することを目的とする。

2 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は、次のとおりとする。

名称	定義
要配慮者	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。なお、「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定される。
福祉避難所	要配慮者のうち、指定避難所では生活に支障をきたすため特別な配慮が必要な方を受け入れるための施設。
福祉避難室	避難所生活において一定の配慮を要するが、個別の空間を設けることで、家族等による生活の一部介助・見守りにより避難生活が可能な方のために、指定一般避難所の小中学校に設けられるスペース。
指定一般避難所	災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設。
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に高岡市役所内に臨時に設置される機関。
避難所運営要員	発災後、指定一般避難所において避難所の開設・運営を担う市の職員。
要配慮者支援班	要配慮者の把握・安否確認、移送支援、福祉避難所の設置・運営等の避難支援業務を実施するため、福祉保健部内に設置。
福祉避難所担当職員	災害対策本部から福祉避難所に派遣され、災害対策本部との連絡・調整等を担う市の職員。

3 福祉避難室及び福祉避難所の受入れ対象

(1) 福祉避難室

要配慮者のうち、専門的な介助は必要としないものの、通常の避難所では、避難生活に困難が生じる方。

(2) 福祉避難所

要配慮者のうち、以下のいずれかに該当する方及びその家族。

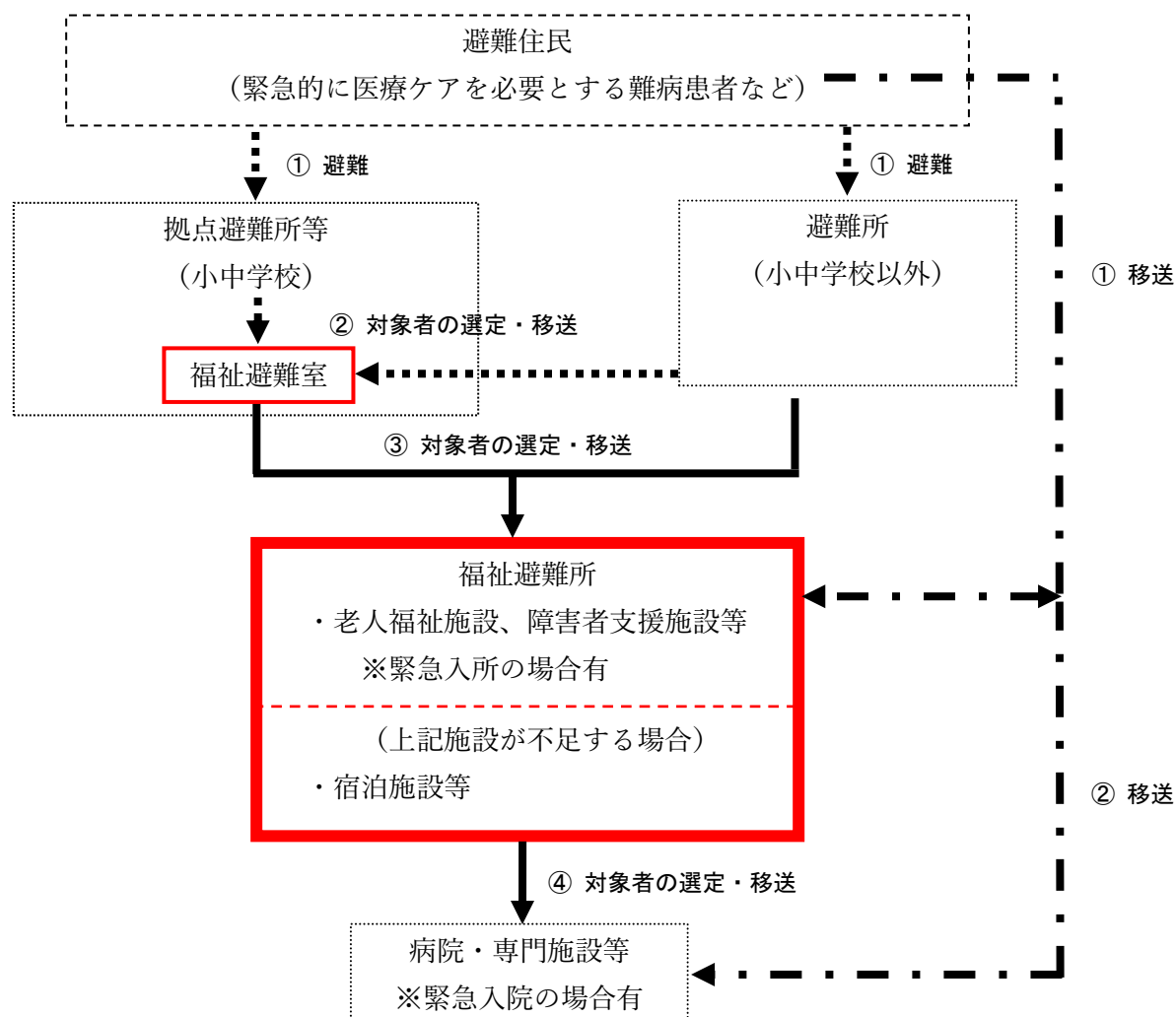
- ・身体等の状況が老人福祉施設又は障害者支援施設等へ入所するには至らない程度であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する方。
- ・直接、福祉避難所へ避難することについて、個別避難計画により施設の同意を得ている方。

【対象者の状態と避難・搬送先のイメージ】

避難・搬送先	軽度	中度	重度	対象
福祉避難室	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所		○		要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
緊急入院			○	医療的な処置や治療が必要な方

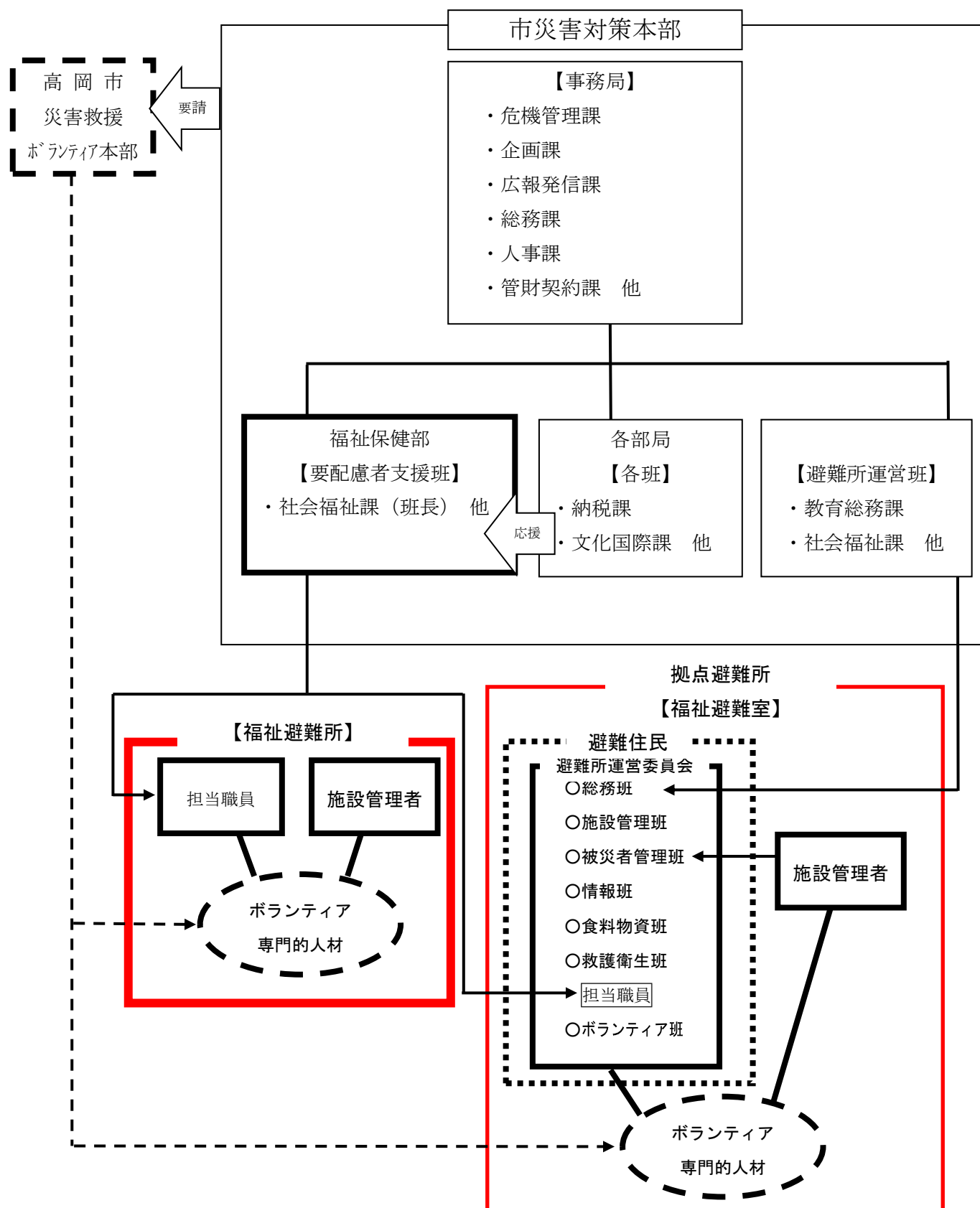
なお、老人福祉施設又は障害者支援施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の対象としない。

図 1 : 福祉避難所への避難及び移送の流れ



凡 例	
地域ぐるみの支援による避難	→
市及び地域ぐるみの支援による避難 ※ただし、福祉避難所の施設管理者 との連携・協力による福祉車両等 による避難も検討する	→
原則、福祉避難所への移送とするが、 緊急に医療対応が必要な場合は、直 接、病院・専門施設へ移送する。	..→

図 2：福祉避難所（避難所）の運営体制図



第1章 平常時における取組

第1節 市の取組

1 福祉避難所の受入対象となる者の把握

「避難行動要支援者名簿」の作成等を通じて対象者を把握し、平時から要配慮者の現況の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と情報を共有する。

2 福祉避難所の指定・周知

(1) 福祉避難所として指定する施設の要件

原則として、次の要件にあてはまること。

①施設自体の安全性が確保されていること。

- ・耐震、耐火構造の建築物であること。
- ・土砂災害特別警戒区域外であること。
- ・過去の浸水履歴や浸水予測等から判断し、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。

②施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・バリアフリー化されていること。

③要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

※ ただし、①・②については、市内における福祉避難所として利用可能な施設数やその構造、設備状況等を踏まえ、応急危険度判定を行うことやスロープ等の仮設資機材により対応すること等を前提条件として、指定する場合もある。

※ 土砂災害警戒区域内の施設は、県・市・専門家で現地調査を実施し、土砂災害の危険度を判定するほか、雨量や余震などの気象情報を総合的に判断して福祉避難所の開設を決定する。ただし、施設の避難マニュアルにより避難を実施するとの判断がされた時点で福祉避難所の開設は中止とする。

(2) 福祉避難所の指定

市は、災害時に要配慮者の特性に応じた施設形態の福祉避難所を確保するため、市内に立地する上記施設の施設管理者に対し、福祉避難所の指定について働きかけるとともに、福祉避難所の指定に合意した場合には、施設管理者との間で「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、福祉避難所として指定する。

なお、あらかじめ指定した福祉避難所が不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により対応する。また、市域内の福祉避難所で対応が困難になった場合には、市域外の福祉避難所等に一時的に要配慮者を避難させることも想定されることから、近隣市並びに関係団体との協力関係の構築を検討する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、要配慮者及びその家族等（以下、「要配慮者等」と言う。）に対し、福祉避難所を利用できる対象者や利用方法等について、以下の点に留意し周知に努める。

- ① 福祉避難所は、要配慮者のうち、本人の障がい等の状況や心身の健康状態等から判断して、必要性が高い人から優先的に利用できる避難所であること。
- ② 福祉避難所を利用できる対象者は、緊急の入院加療等を必要としないこと。また、社会福祉施設に入所するに至らないが、指定一般避難所での生活に困難が生じ、特別な配慮を要する者であること。
- ③ 発災直後は、要配慮者等も小学校等の指定一般避難所に避難し、その後、当該一般避難所での生活が困難な場合に、災害対策本部の指示で開設する施設であり、避難者自らの判断で避難する施設ではないこと。

ただし、個別避難計画により、福祉避難所（福祉施設等）と事前に協議し、直接避難を受け入れることとしている場合はこの限りでない。

3 物資・器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

避難生活において必要となる食料品や消耗品等については、基本的には避難者又はその家族等が持参するものとし、各個人における備蓄の啓発を行う。また、福祉避難所の施設管理者と連携し、各施設において利用が想定される要配慮者の特性を考慮しながら、必要な物資・器材の備蓄に努める。

物資・器材の備蓄のほか、災害時に必要な物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の台帳を整備するとともに、自治体間の「相互応援協定」や民間事業者との「物資の供給等に関する協定」を締結するなど調達体制を強化する。

〔必要な物資・器材の例〕

- ・介護用品、衛生用品、生理用品
- ・飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類、電池
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等と

して必要な物資

(2) 人材の確保

要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等）の確保に関し、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る。

ボランティアについては、専門的技能を持った者を確保できるよう、市社会福祉協議会と連携してボランティア登録を勧めるなど、NPO団体やボランティア団体からの派遣協力を得られるよう連携体制を強化する。

(3) 移送手段の確保

要配慮者の福祉避難所までの移送は、原則、要配慮者の介助を行う家族や支援者が行うこととする。家族等による移送が困難な場合は、「緊急・救護輸送に関する協定」や福祉避難所の福祉車両による輸送等の協力を求めるものとする。

4 福祉施設、医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設、市医師会及び医療機関等の協力が必要となることから、様々な機会を通じて平時から連携を図る。

(2) 緊急入所等への対応

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、緊急入所等が可能な施設を把握・整理するとともに、社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図る。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から市医師会、医療機関及び関係団体との連携を図る。

5 福祉避難所の運営体制の事前準備

(1) 要配慮者支援班の設置等

要配慮者の把握・安否確認、移送支援、福祉避難所の設置・運営等の避難支援業務を実施するため、福祉保健部内に要配慮者支援班を設置する。また、災害時に福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名しておくなどの体制を整える。

(2) 運営体制の事前準備

福祉避難所は、設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本にすることとし、市は福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平時から関係機関との連携強化を図るものとする。

6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 設置・運営訓練の実施

市総合防災訓練において、幅広い関係者（校下（地区）自主防災組織連絡協議会、要配慮者、福祉施設）が参加する実践的な図上訓練及び実働訓練を実施し、災害発生後から福祉避難所の開設・運営までの具体的な手順を確認する。

訓練実施後は、訓練を通じて明らかになった問題点・課題を整理し、実施体制やマニュアル等を検証し、その改善・充実に役立てる。

(2) 普及啓発

災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から要配慮者本人やその家族、支援者、関係団体等に対して、避難行動要支援者支援制度や福祉避難所の目的・ルール等の普及啓発に努める。

第2節 施設の取組

1 要配慮者に対応した施設の整備

福祉避難所を開設する場合には、要配慮者に対応した施設の整備が重要となる。そのため、障がい者対応トイレの設置や施設内の段差の解消など、バリアフリー化に努めるものとする。また、水、電気などライフラインの寸断に備え、給水設備や非常用電源の整備に努める。これらの設備について、定期的に点検を行い、適切に管理する。

2 生活相談員の確保等

(1) 開設責任者

災害時、市からの福祉避難所開設要請等の際に、確実に市との連絡が図れるよう、あらかじめ開設責任者を定め、氏名及び連絡先を市に報告する。開設責任者に異動がある場合は、新たな開設責任者を定めて市に報告する。

(2) 介助員等の確保

福祉避難所が開設された場合に、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するため、施設職員等の中から必要な人員を確保するほか、夜間の対応や勤務体制をあらかじめ決めておく必要がある。

また、災害時に円滑に福祉避難所の開設・運営を行えるよう、福祉避難所運営に携わる職員への研修等の実施に努める。

3 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 設置・運営訓練の実施

市が実施する福祉避難所設置・運営訓練に参画・協力するとともに、施設が独自で行う防災訓練等においても、福祉避難所の設置・運営訓練に取り組むよう努める。

訓練を通じて、物資等の調達、連絡体制の整備、人材の確保、移送手段の確保方法などを確認し、体制整備に役立てる。

(2) 普及啓発

災害時における福祉避難所の円滑な開設・運営に向けて、当該施設の職員に対して、福祉避難所の設置及び運営に関する協定や本マニュアルについて周知し、普及啓発を行う。

第2章 災害時における取組

○ 発災～福祉避難所の開設～閉鎖フロー図

時期	福祉避難所（施設）		市・災害対策本部 要配慮者支援班		指定一般避難所
発災直後			○災害対策本部設置		○避難所の開設 ・福祉避難室の設置 ・受入れ
開設準備	○施設の安全点検、 受入可能人数把握 ○開設準備 ・避難スペースの 確保・設営 ・介助員等の決定、 運営体制の構築 ↓ 開設準備完了	照会 報告 要請 派遣 報告	○福祉避難所の 状況把握 ○福祉避難所の 開設要請 ○担当職員の派遣 ○福祉避難所へ移送 開始の連絡	報告 連絡 連絡	○要配慮者の状況把握（スクリーニング） ○要配慮者へ伝達 ○要配慮者移動開始
運営	○要配慮者受入れ ・避難者名簿の作成 ○食料・物資の配給 ○生活支援	報告 要請 派遣 配送	○福祉避難所の 状況把握 ○人員の確保・派遣 ○食糧・物資の調達		※（随時）福祉避難室 で要配慮者の受入れ・支援
閉鎖	○要配慮者へ伝達 ↓退所 閉鎖 ○原状回復 ・資機材の撤収	連絡	○統廃合の調整		

第1節 市の取組

1 福祉避難所対象者の把握

指定一般避難所で避難所運営に従事する避難所運営要員は、避難者名簿等により、指定一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を把握する。

【スクリーニング（福祉避難所移送対象者の決定）判断基準】

区分	判断基準		避難・搬送先例
	概要	実例	
治療が必要	・治療が必要な方 ・発熱、下痢、嘔吐をしている方	酸素、吸引、透析	病院
日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない方	胃ろう、寝たきり	福祉避難所
日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要な方 ・産前・産後・授乳中の方 ・医療処置を行えない方	半身麻痺、下肢切断、発達障がい、知的障がい、視覚障がい、骨粗しょう症	福祉避難室
自立	・歩行可能、健康、介助不要、家族の介助がある方	高齢者、外国人、妊婦	指定避難所（体育館等）

（平成28年4月発行「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）をもとにした例）

福祉避難所の対象となる者がいる場合で、本人やその家族等が福祉避難所への避難を希望する場合、速やかに災害対策本部へ報告する。

2 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の被害状況・開設可否等の把握

要配慮者支援班は、高岡多職種ネット（バイタルリンク）を通じて福祉避難所の施設管理者に問い合わせ、各施設の被害状況及び福祉避難所の開設可否、受入可能人数を把握する。

(2) 福祉避難所の開設判断

指定一般避難所への要配慮者の避難状況や福祉避難所の被害状況等を踏まえ、災害対策本部において、福祉避難所の開設を決定する。開設する福祉避難所は、要配慮者の特性ごとの人数及び浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の立地等による二次災害の危険性等を勘案して決定する。

高岡多職種ネット（バイタルリンク）により、施設管理者へ開設要請を行い、受入依頼人

数を伝達するとともに、「福祉避難所開設及び使用要請書」（様式1号）を提出する。

なお、福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、施設管理者と協議のうえ必要最小限の期間を延長する。

(3) 住民等への周知

福祉避難所を開設したときは、避難所運営要員、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

(4) 福祉避難所担当職員の派遣

福祉避難所において災害対策本部との連絡・調整等を行う福祉避難所担当職員を1施設につき原則1名派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられるため、交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初には、派遣する職員を確保できない場合があるため、福祉避難所の施設管理者等の協力を得て対応する。

(5) 福祉避難所への移送

要配慮者の福祉避難所までの移送は、原則、要配慮者の介助を行う家族や支援者が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、「緊急・救護輸送に関する協定」による協定締結先事業者への移送要請や、福祉避難所の福祉車両による移送要請を行う。

3 福祉避難所の運営

(1) 人員の確保・派遣

福祉避難所において要配慮者の生活支援を行う人員や専門的な人材が不足する場合は、県と連携し、専門的人材や災害ボランティアの派遣等により人材の確保を図る。

(2) 食料及び物資等の調達

福祉避難所から食料・物資等の要請があった場合、「主食依頼票」（様式5号）及び「物資依頼票」（様式6号）にて品目・数量等を把握する。

市の備蓄物資から供給できる場合は、「支援物資の受入、配送等に関する協定」により協定締結先事業者に要請し、備蓄庫から福祉避難所へ物資を輸送する。市の備蓄物資から供給できない分については、各種災害時応援協定事業者に要請し、調達する。（食料・消耗品等は購入、資機材についてはリースを原則とする。）

(3) 福祉避難所と災害対策本部との連絡・調整

福祉避難所担当職員は、福祉避難所の運営状況について適時災害対策本部へ報告する。また、開設責任者及び介助員等からの要望・相談等に応じ、災害対策本部と連絡・調整を図

りながら、福祉避難所の運営を支援する。

4 福祉避難所の統廃合及び閉鎖

(1) 統廃合

福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図る。

(2) 要配慮者への説明・移送支援

福祉避難所担当職員は、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。

統合先の福祉避難所等への移送支援が必要な場合は、「緊急・救護輸送に関する協定」に基づく移送要請等により対応する。

(3) 撤収、閉鎖

避難者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

福祉避難所担当職員は、福祉避難所を閉鎖する際に、福祉避難所の開設・運営に関して作成した書類及び市から提供した物資・器材を撤収する。

第2節 施設の取組

1 福祉避難所の開設準備

(1) 施設の安全点検・受入可能人数の把握

高岡多職種ネット（バイタルリンク）を通じて、要配慮者支援班から福祉避難所の開設要請があった場合は、速やかに建物の被害状況を把握するとともに、職員の参集可否を確認する。また、要配慮者の避難スペースや職員の参集状況・人員体制等から、福祉避難所において受入可能な要配慮者数を要配慮者支援班へ報告する。

(2) 施設利用者への周知

既存の施設利用者及びその家族等に対して、当該施設において福祉避難所が開設されることを説明し、理解を得るよう努める。

(3) 避難スペースの確保・設営

施設の安全点検の結果、福祉避難所の開設が可能な場合は、施設内において要配慮者等が避難するスペースを確保する。避難スペースは、原則、「避難施設調査票」により市へ報告した場所とするが、施設の被害状況や既存の施設利用者の利用状況等により柔軟に対応する。

避難スペースには、受入対象となる要配慮者に応じた器材（（段ボール）ベッド、パーティション、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等）を設置する。

(4) 介助員等の配置

要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行うため、施設職員の中から、概ね10人の要配慮者につき1人の生活相談員を配置する。

また、要配慮者の受入れ、食料・物資の配給、相談への対応等を行う介助員を施設職員の中から選任するよう努める。ただし、施設において介助員等の確保が困難な場合は、災害対策本部に人員の派遣を要請する。

2 福祉避難所の開設

(1) 要配慮者の移送

要配慮者の福祉避難所までの移送は、原則、要配慮者の介助を行う家族や支援者が行うが、災害対策本部から要請があった場合は、業務に支障のない範囲で移送に協力するよう努める。

(2) 要配慮者の受入れ

① 受付、避難者名簿の作成

要配慮者等が福祉避難所に避難してきた際は、「避難者名簿」（様式 2 号）及び「健康相談票」（様式 3-1 号）を作成し、要配慮者の状況を把握する。受付後、要配慮者等を避難スペースに誘導し、施設内の利用可能な場所（トイレ等）の案内を行う。

②避難者名簿等の管理・災害対策本部への報告

各要配慮者について、「経過用紙」（様式 3-2 号）を作成し、随時更新する。

毎日、「避難者名簿」（様式 2 号）の整理及び集計を行い、「避難所状況報告用紙」（様式 4 号）に集計結果を記入して災害対策本部へ報告する。

③退所

要配慮者等が福祉避難所から退所する際は、退所日時と転出先を確認し、「避難者名簿」（様式 2 号）に記録する。

3 福祉避難所の運営

(1) 食料・物資等の配給・管理

①調達

食料・物資等が不足する際は、その内容及び数量を取りまとめ、「主食依頼票」（様式 5 号）及び「物資依頼票」（様式 6 号）に記入し、災害対策本部に要請する。

ただし、市による物品調達が困難な場合は、施設自ら調達（購入または福祉機器のリース等）し、後日、調達に要した実費を、市へ請求するものとする。

②受入・管理

市へ要請した物資を受け入れたときは、「主食依頼票」（様式 5 号）及び「物資依頼票」（様式 6 号）に署名して受け取る。また、物資を受入れたときや要配慮者等に配給したときは、「物資管理簿」（様式 7 号）により記録する。

③配給

避難者への配給にあたっては、ルールを定め公平性の確保に最大限配慮して行う。また、アレルギーや要配慮者の特性に基づく特定の物資、機器類などの要望についても、可能な限り個別に対応する。

(2) 要配慮者の生活支援

要配慮者の健康状態やニーズを把握し、要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

なお、福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、災害救助法による救助としては予定していない。

(3) 緊急入所等の実施

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

4 福祉避難所の閉鎖

(1) 閉鎖

災害対策本部から福祉避難所の閉鎖（他の福祉避難所への統合を含む。）の連絡があった場合は、福祉避難所の開設・運営に関して作成した書類を福祉避難所担当職員へ提出し、市から提供された物資・器材を撤収する。

(2) 費用の請求

福祉避難所の設置及び運営に要した費用のうち、協定に定めるものについて、必要な帳票等を添付し、市に請求する。